

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 6月 5日現在

機関番号：13901

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2009～2011

課題番号：21730078

研究課題名（和文）

契約不履行と「救済」決定プロセスの研究—契約法の「現代化」を受けて

研究課題名（英文）

Remedies for Breach of Contract and “Modernization” of Contract Law

研究代表者

吉政 知広 (YOSHIMASA TOMOHIRO)

名古屋大学・法学研究科・准教授

研究者番号：70378511

研究成果の概要（和文）：近年、世界の各国において、契約法の規律を全面的に見直す「現代化」が進められている。日本においても、民法（債権法）の全面改正へ向けた検討が、法制審議会民法（債権関係）部会において進められている。本研究では、このような立法・改正作業に寄与すること、および、新たな契約法の運用の指針を提示することを目的として、契約違反に直面した当事者に与えられる「救済」に関する規律の検討を行なった。その成果として、契約締結後の事情変動を理由とする契約の改訂に関する規律の内容を明らかにしたほか、解除と損害賠償の関係などの問題について整理・検討を行なった。

研究成果の概要（英文）：Recently, reform of contract law is taking place in many countries. Also in Japan, Ministry of Justice is considering the reform of rules on contracts (Civil Code, especially part III: Law on obligations). To make contributions for the reform, we have conducted a research on the rules on remedies for breach of contract.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民法、契約法、債務不履行

1. 研究開始当初の背景

(1) 近時、世界各国において、民法、とりわけ契約法の「現代化」が急速に進められている。日本において広く注目を集めていたものに限っても、オランダ新民法典の施行（1992年）、ドイツ債務法の全面改正（2001年）、フランス債務法・時効法の改正作業といった動きがあげられる。

さらに、契約法の現代化という動きは、各国の民法典や契約法の立法・改正にとどまっ

ていない。取引のグローバル化、EU 統合などを契機として、国際的な法統一を目指す様々なプロジェクトが進展を見せ、成功を収めている。そのような動向の中でとりわけ重要なものとして、ウィーン売買条約（CISG）をあげることができる。ウィーン売買条約については、日本も、2008年に批准するに至った。その他にも、法的な拘束力をもつ国内法・条約ではないものの、ユニドロワ国際商事契約原則（PICC）、ヨーロッパ契約法原則

(PECL)などの法統一へ向けたプロジェクトも広い注目を集め、各国の法制の動向に大きな影響を与えている。

日本においても、1990年代以降、これらの動向に関する様々な研究が進められてきた。そして、その影響の下で、日本の契約法理論は大きな変貌をとげてきたといえることができる。

(2) さらに、より重要な動きとして、本研究の開始当初、民法(債権法)の改正へ向けた動きが本格的に始まっていた。その後、2009年11月に、法務省に法制審議会民法(債権関係)部会が設置され、民法(債権法)の全面的な改正へ向けた作業が開始されるに至っている。そこでは、民法の債権編を中心として、取引にかかわる規律の全面的な見直しへ向けて、検討作業が進められている。日本においても、契約法の「現代化」という課題が現実的のものとなったわけである。

このような動きを受けて、学界においても、諸外国における動向を紹介・分析するとともに、日本における新たな契約法の姿を模索しようとする動向が活発になった。

(3) こうした動きの中で、とりわけ注目を集めたのが、契約に関する法的規律の中核に位置する、債務不履行法制である。債務不履行の有無の判断枠組みのほか、債務不履行を理由として認められる「救済」——履行の強制、損害賠償、解除など——に関する規律のあり方をめぐって、種々の議論が活発に展開されることとなった。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、契約法の「現代化」における中心的な課題である債務不履行法制について、債務不履行に直面した当事者にはどのような「救済」が与えられるのか、また、与えられる「救済」の内容はいかなるものなのかという、「救済決定プロセス」の全体像を解明することを目的とするものである。

(2) このような研究が要請される理由は、次のとおりである。

1で触れた、契約法の「現代化」へ向けた国際的動向に目を向けると、次のような特徴が見られる。すなわち、そこでは、契約から導き出される債務の内容を明らかにする規律を定めた上で、当事者がその債務に違反したと認められる場合に、相手方にどのような「救済」が与えられるのかを明らかにする規律を定めるという構造が採用されているのが一般的である。

このような規律を、日本の契約法、および、それをめぐって展開されてきた議論に照ら

し合わせるならば、次のようになるだろう。まず、契約から生じる債務内容の確定方法については、契約解釈の方法をめぐる議論、付随義務に関する議論など、すでに多くの議論の蓄積が存在するといえることができる。これに対して、債務不履行に直面した当事者に与えられる「救済」の確定方法については、これまでほとんど議論がなされていないという状況にある。民法(債権法)の改正作業が開始するにあたって、にわかに、「レメディイ・アプローチ」といった用語が着目を集めるに至ったのは、このような議論状況を端的に示すものだけといえることができる。

3. 研究の方法

(1) 本研究では、比較法研究と、日本法の「救済」に関する規律の研究を並行して進める方法を採用する。

(2) 比較法研究としては、世界的な法統一を目指す上述の諸動向のほか、それらの動向に強い影響を受けているドイツ法における議論を取り上げる。分析にあたっては、特定のモデル法、あるいは、ドイツの国内法だけに着目するのではなく、大陸法体系と世界的に影響力を強めつつある英米法体系がどのように交錯しており、どのような緊張が生じているのか、また、国際的な動向がドイツ法に代表される大陸法体系の法理論、立法・改正作業にどのような影響を及ぼしているのかという点に着目して検討および分析を行なう。

このような観点から興味深いのは、大陸法体系と英米法体系の調和を目指した成果として位置づけられるウィーン売買条約

(CISG)である。本研究では、履行請求権の意義とその限界などの問題について、ウィーン売買条約において大陸法体系と英米法体系の調和・妥協がどのように図られているのか、また、どのような点において、ウィーン売買条約とドイツ法の間には緊張関係・抵触があると考えられており、それらの点についてどのような対応がなされているのか分析を行なう。日本では2009年8月にウィーン売買条約が発効しており、このような分析は、同条約の日本における運用を考えるにあたって、意義をもつと考えられる。

(3) 日本法の「救済」に関する規律の研究としては、いくつかの重要な問題を取り上げて、検討を行なう。

具体的には、第1に、契約締結後の事情変動を理由とする契約の改訂を取り上げる。この問題については、古くより「事情変更の原則」という法理が承認されており、民法(債権法)改正作業においても、この法理を明文

化した規定を設ける提案がされているところである。しかしながら、この法理の要件および効果は、十分に明らかにされているとは言い難い状況にあり、民法（債権法）改正作業においても、規律を設けることは法的安定性を害するという批判が投げかけられているところである。とりわけ、その効果に関する規律は極めて不明確である。効果としては、一般的に、解除あるいは契約の改訂が認められると考えられているが、両者がいかなる関係に立つのか、意見の一致を見ていない。また、そもそも裁判所が契約の改訂を行なうことが正当化されるのか、正当化されるとしても、どのような場合に、どのような内容に契約の改訂を行なうべきなのか、いずれも十分に明らかにされていない。

その他の「救済」として、解除制度、代金減額制度についても検討を行なう。近時、解除制度の意義を、不履行に直面した当事者に与えられる「救済」として把握した上で、その要件および効果を考えていこうとする見解が有力になっており、こうした見解は、民法（債権法）改正作業にも影響を及ぼしている。このように、位置づけが大きく変わりつつある解除制度と、損害賠償に代表される他の「救済」との関係などについても分析を行なう。

4. 研究成果

(1) 以上の方法で研究を遂行した結果、次のような成果が得られた。

(2) まず、比較法研究の成果として、ウィーン売買条約（CISG）の研究と、ヨーロッパにおける契約法の統一化に向けた動きに関する研究がある。

ウィーン売買条約については、大陸法と英米法で大きく異なった規律が採用されている履行請求権について、ウィーン売買条約においてどのような規律が採用されているのかを明らかにした上で、日本の裁判所において適用する際に留意する点、さらに、日本における規律を考える際の示唆となる点を明らかにした。この研究成果は、下記研究成果・図書②において公表されている。

ヨーロッパにおける契約法の統一化に向けた動きについては、ヨーロッパの第一線の研究者と意見交換を行ない、今後の動向を理解する上で重要だと考えられる研究業績を翻訳するなどの作業を行なった。その成果は、下記研究成果・図書③において公表されている。

(3) 次に、日本法の「救済」に関する規律の研究の成果としては、契約締結後の事情変動を理由とする契約の改訂に関する研究と、

解除制度など、その他の「救済」に関する研究がある。

契約締結後の事情変動を理由とする契約の改訂については、裁判所による契約の改訂が、どのような根拠に基づいて、いかなる場合に正当化されるのか、また、限られた情報・資源しか有しない裁判所は、どのような内容に契約を改訂するべきなのか、という一連の問題について、ドイツ法およびアメリカ法の議論を踏まえた解釈論の提示を行なうことができた。上述のとおり、従来の「事情変更の原則」をめぐる議論においては、これらの点はいずれも不明確なままであったところ、当事者による契約の改訂を支援・促進するための規律という観点から、裁判所による介入のあり方の全体像を提示した。このような成果は、民法（債権法）改正作業において、契約締結後の事情変動を理由として契約の解除または改訂を認める規律を設けるならば、契約の拘束力を不当に弱め、法的安定性を害することになるという批判が投げかけられている状況を踏まえるならば、適切だと考えられる改正法の内容、および、その後の運用の指針を提示するという点において、重要な意義を有していると考えられる。この研究成果は、下記研究成果・雑誌論文②⑦において公表されている。

(4) その他の「救済」手段に関する研究については、解除制度と代金減額制度に関する成果を得た。近時、解除制度を、不履行に直面した当事者に与えられる「救済」として再定位しようとする見解が有力になっており、民法（債権法）改正作業にも大きな影響を及ぼしているが、そのような見解がどのような意義を有しているのか、また、そのような見解を踏まえるならば、損害賠償などの他の「救済」との関係はどのように理解されることになるのか、整理・検討を行なった。その研究成果として、下記研究成果・雑誌論文③がある。

契約の改訂と隣接する問題である代金減額制度についても、その意義について若干の検討を行なった。契約締結後の事情変動を理由とする契約の改訂に関する研究成果を基礎として、代金減額制度をどのように位置づけるべきなのか研究を進めたが、まだ端緒にとどまっている。現時点における研究成果は、下記研究成果・雑誌論文⑤において公表されている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計7件)

- ① 吉政知広、契約改訂規範の構造（４・完）——契約改訂プロセスにおける法の介入と支援、名古屋大学法政論集、査読無、241 巻、2011、153 - 199
- ② 吉政知広、売買された土地の土壤汚染と民法 570 条の瑕疵、民商法雑誌、査読有、143 巻 4・5 号、2011、476—488
- ③ 吉政知広、書評：森田修「売買代金減額制度と明治民法典（1）（2）——梅の果断と躊躇」（民法学のあゆみ）、法律時報、査読無、82 巻 10 号、2010、112—116 頁
- ④ 吉政知広、解除と損害賠償、法学教室、査読有、358 号、2010、36 - 38
- ⑤ 吉政知広、死後の事務の委任契約と解除の可否、私法判例リマックス、査読有、42 号、2010、22 - 25
- ⑥ 吉政知広、契約改訂規範の構造（3）——契約改訂プロセスにおける法の介入と支援、名古屋大学法政論集、査読無、235 巻、2010、247 - 276
- ⑦ 吉政知広、公務員に対する国の安全配慮義務、別冊ジュリスト、査読有、196 号、2009、6 - 7

〔図書〕（計 3 件）

- ① 川角由和＝中田邦博＝潮見佳男＝松岡久和編、日本評論社、ヨーロッパ私法の現在と日本法の課題、2011、3 - 28・507 - 547
- ② 潮見佳男＝中田邦博＝松岡久和編、法律文化社、概説国際物品売買条約、2010、131 - 137
- ③ 千葉恵美子＝潮見佳男＝片山直也編、商事法務、Law Practice II 債権編、2009、14 - 18、29 - 33

6. 研究組織

(1)研究代表者

吉政 知広 (YOSHIMASA TOMOHIRO)
 名古屋大学・法学研究科准教授
 研究者番号：70378511

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし